

海外情報

オーストラリアの ICT を活用した税務行政と最近の取組

国税庁国際業務課（長期出張者）

阿 部 直 枝

◆SUMMARY◆

国税庁においては、我が国企業の海外進出の増加及び国際化の進展に適切に対処するため、職員を長期に海外に派遣し、情報収集等を行っている。

本稿は、オーストラリアに派遣されている職員が、オーストラリア国税庁（**Australian Taxation Office**）における ICT を活用した納税者サービスやコンプライアンス向上のための取組をまとめたものである。また、最近の取組であるシェアリングエコノミーへの対応等についても紹介している。

なお、本稿の内容は、2020 年（令和 2 年）3 月時点において執筆者が入手できた資料を基にしている。

（令和 2 年 6 月 5 日税務大学校ホームページ掲載）

（税大ジャーナル編集部）

本内容については、全て執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

I	はじめに	206
II	税務行政の概要	206
1	オーストラリア国税庁の組織概要	206
2	ATO の組織機構	206
III	ICT を活用した税務行政	208
1	納税者サービス	208
2	最新技術の活用	210
IV	コンプライアンス向上のための取組	211
1	業務関連費のリアルタイム分析	211
2	データマッチング	211
3	脱税・国際的租税回避への対応	212
V	最近の取組	213
1	シェアリングエコノミーへの対応	213
2	GST 課税の取組	215
3	Single Touch Payroll	216
VI	おわりに	217

I はじめに

本稿は、オーストラリアにおける ICT を活用した納税者サービスやコンプライアンス向上のための取組をまとめたものである。また、最近の取組として、①シェアリングエコノミーへの対応、②物品サービス税（Goods and Services tax、以下「GST」という。）⁽¹⁾課税の取組、③Single Touch Payroll、についても紹介する。

なお、データ等は本稿執筆時（2020 年 3 月）に入手したものであり、文中における意見・コメント等は、全て筆者の個人的見解である。

II 税務行政の概要

1 オーストラリア国税庁の組織概要

オーストラリアにおける税務行政の執行は、オーストラリア国税庁（Australian Taxation Office、以下「ATO」という。）が行っている。

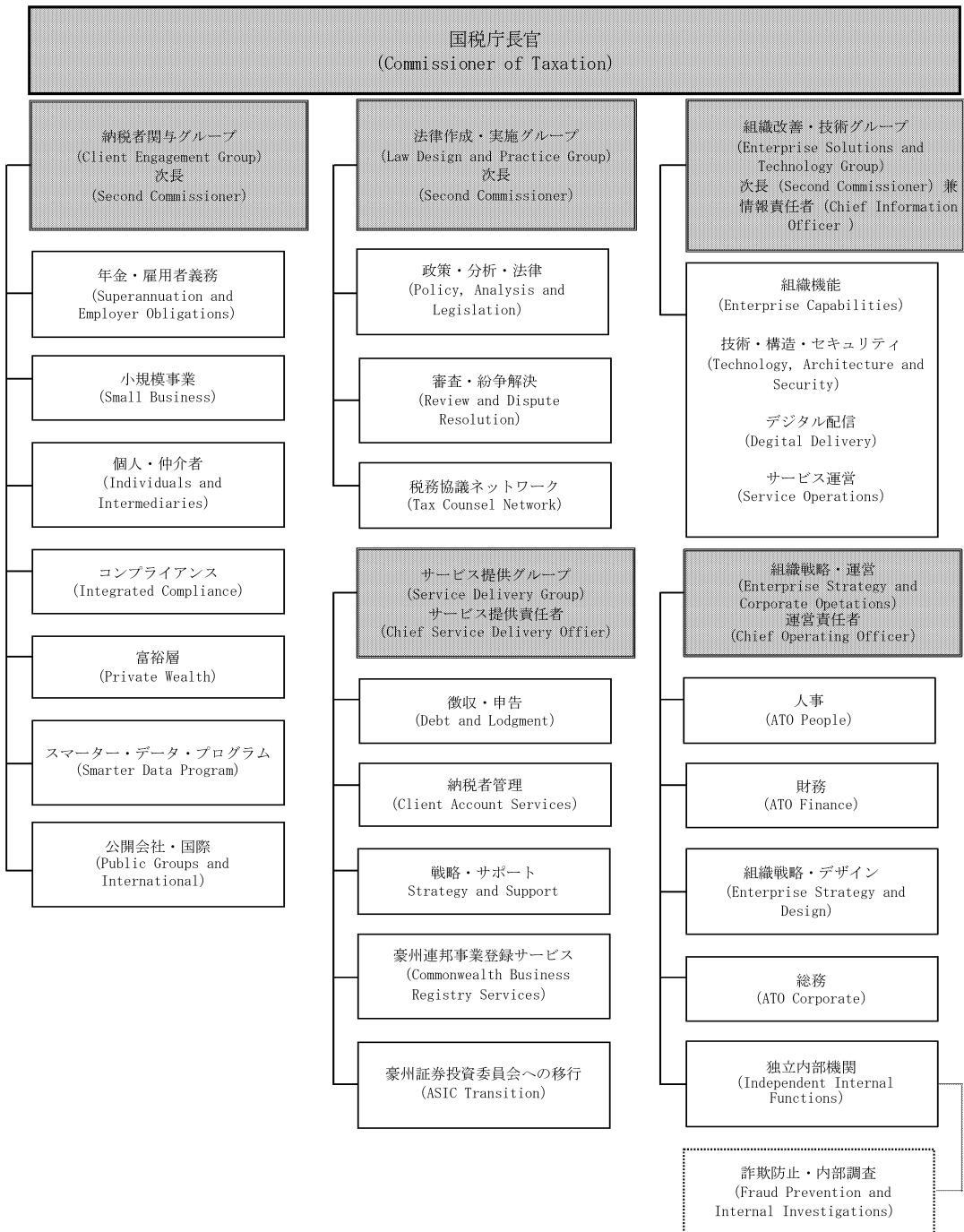
ATO の本部は首都キャンベラにあるが、本部を含めて 36 か所（2019 年 6 月時点）⁽²⁾の拠点が国内各地に点在している。これらの拠点は地方支分部局として特定の管轄区域を所掌するものではなく、我が国の国税局又は税務署に相当する部局は存在しない。

2 ATO の組織機構

(1) 執行委員会（ATO Executive Committee）⁽³⁾

ATO の税務長官及び 3 人の次長は、オーストラリア連邦総督から任命される。ATO には、税務長官を補佐し、ATO の方向性を定めるために、執行委員会が設置されている。執行委員会は、税務長官、3 名の次長及び 3 名の業務責任者から構成されている。執行委員会のメンバーである各次長及び各業務責任者は、各業務部門の責任者（うち 1 名は財務の責任者）である。

<ATO の組織図> (4)



(2) 業務部門

ATO には、次の 5 つの業務部門があり、各業務部門は担当する業務ごとに編成された係により運営されている。

イ 納税者関与グループ (Client Engagement Group)

納税者関与グループは、納税者の区分（個人や大規模法人など）ごとに係を編成し、納税者のリスク分析や税務調査などのコンプライアンス活動を行っている。また、スマーター・データ・プログラムは、データの管理や分析などを行っている。

ロ 法律作成・実施グループ (Law Design and Practice Group)

法律作成・実施グループのうち、政策・分析・法律の係は、連邦財務省が新しい法律を作成する際に助言や提案を行っている。また、審査・紛争解決の係は、ATO と納税者との間の訴訟手続によらない紛争解決手続（裁判外紛争解決手続）を担当している。

ハ サービス提供グループ (Service Delivery Group)

サービス提供グループは、主に納税者の登録や税金の支払い、申告書の提出などの

サービスを提供している。

ニ 組織改善・技術グループ (Enterprise Solutions and Technology Group)

組織改善・技術グループは、ATO が組織として円滑な業務を行うために必要なシステムの開発や管理、セキュリティの確保などを行っている。また、ATO が組織としての機能を向上させるために必要なシステム等の改善も行っている。

ホ 組織戦略・運営 (Enterprise Strategy and Corporate Operations)

組織戦略・運営には、人事や財務、総務といった ATO の管理機能があるほか、組織戦略・デザインの係では ATO の組織としての戦略や行動計画などを企画・立案している。また、独立内部機関として、詐欺防止・内部調査のチームがあり、職員の非行や不正の予防及び調査に関する業務を行っている。

(3) 職員数

2019 年 6 月時点での ATO の職員数は、臨時職員を含めて 19,157 名である。ATO の職員数は年々減少しているものの、ATO は、ICT を積極的に税務行政に取り入れることにより、効率的な事務運営を目指している。

<ATO の職員数の推移>⁽⁵⁾

課税年度	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
総職員数	21,251	20,561	20,435	20,350	19,157
対前年比	-	96.8%	99.4%	99.6%	94.1%

(注) 年度は、7 月 1 日から 6 月 30 日。以下同様。

Ⅲ ICT を活用した税務行政

1 納税者サービス

(1) 個人納税者（個人事業者を含む。）向けサービス

イ myGov⁽⁶⁾

「myGov」とは、2013 年 5 月にサービスを開始したオーストラリアの電子政府サ

ービスの名称であり、税務、健康保険、職探し、健康記録、子育て支援などの行政サービスがリンクされているポータルサイトである。

myGov のアカウントは、メールアドレスと携帯電話（ショートメッセージによる認証）があれば開設することができるが、

myGov を通じて各種行政サービスを利用するためには、各行政機関による認証が必要となる。myGov のアカウントを ATO が提供するサービスとリンクさせるためには、納税者番号 (Tax File Number)、氏名、生年月日を入力し、納税者が本人であることを確認するための 2 つの質問 (ATO が保有する納税者の情報に関する質問) に回答する必要がある。初めて ATO へ確定申告書等を提出する場合には、コールセンターに電話し、リンクコードを入手する必要がある。

myGov のアカウントを ATO のサービスとリンクさせることができると、myGov のアカウントを通じて電子申告サービス「myTax」(下記ロ) により確定申告を行うことができる。また、納税者は、myGov のアカウントを通じて ATO から各種通知等を受領したり、給与等の支払金額等を確認したりすることができる (下記 V 3)。

ロ myTax (電子申告)

従来の電子申告である「e-Tax」は、パソコンにソフトをインストールする必要があったが、2014 年 7 月より開始した新しい電子申告サービス「myTax」は、オンラインのインターフェイスを利用しており、ソフトウェアをインストールすることなく、パソコン、タブレット及びスマートフォンから myGov のアカウントを経由して myTax を利用することができる。myTax の利用に当たっては、日本の e-Tax を利用する際に必要な電子証明書は不要であり、ATO による認証 (上記イ) により利用を開始することができる。

なお、オーストラリアには日本の給与所得控除や年末調整のような制度がないため、給与所得だけの個人納税者も各種控除等を計上するためには、各自で確定申告を行う必要がある。

ハ 記入済み申告書⁽⁷⁾

記入済み申告書とは、ATO が電子申告を行う個人納税者に対して、申告を簡単かつ適切に行うために提供しているサービスである。具体的には、納税者が myTax により確定申告を行う際に、ATO が保有する給与、利子及び配当などの情報を myTax の画面上に反映させ、納税者は、当該情報を直接申告に利用することができる。また、納税者は、myDeductions というスマートフォンアプリを利用して記録した業務関連費⁽⁸⁾等の情報を myTax にアップロードすることにより、当該情報を直接申告に利用することもできる。

また、ATO は記入済み申告書の導入により、事前に申告誤り等を防止することができるため、コンプライアンスコストを削減することができる。

記入済み申告書に利用される情報は、Single Touch Payroll (下記 V 3) により雇用主から提出された情報や法定データ (下記 IV 2 (1)) として金融機関や健康保険会社から提出された情報、前年度の申告実績などが利用されている。

(2) 法人向けサービス

イ ビジネスポータル (Business Portal) ⁽⁹⁾

法人は、ビジネスポータルというオンラインのポータルサイトを通じて事業活動報告書 (Business Activity Statements) ⁽¹⁰⁾ の提出や事業者登録内容の更新、GST の登録、源泉徴収の手続などを行うことができる。また、ビジネスポータルのメール機能を通じて、ATO から各種通知等を受領することができるほか、法人から ATO へもメッセージを送ることができる。

ロ SBR (Standard Business Reporting) に対応したソフトウェア⁽¹¹⁾

SBR とは、2010 年から連邦政府により導入されたオンライン又はデジタル記帳の方法である。ソフトウェア開発会社等は、事業用や会計のソフトウェアに SBR の規

則を組み入れることにより、当該ソフトウェアを **SBR** に対応したソフトウェアにすることができる。法人は、**SBR** に対応したソフトウェアにより記帳した情報を利用して、各種報告書等を **ATO** へ直接提出することができる。

(3) 税務代理人向けのサービス (Online services for agents) ⁽¹²⁾

ATO は、これまで税務代理人向けのサービスとして、**Tax Agent Portal** を提供していたが、同ポータルは2019年11月に閉鎖された。

現在は、税務代理人向けの新たなオンラインサービスを提供している。新たなオンラインサービスでは、関与先の登録情報の確認・更新や各種報告書等の提出ができるほか、メール機能により **ATO** とやり取りをすることができる。

(4) 電子申告及び電子納税の利用状況

個人及び法人の電子申告による確定申告書の提出(税務代理人による提出も含む。)及び電子納税の割合は、概ね95%を超える高い水準で推移している。

<電子申告及び電子納税の利用状況>⁽¹³⁾

年度	2014-15	2015-16	2016-17	2017-18	2018-19
電子申告割合	93.4%	95.5%	96.3%	97.0%	97.3%
電子納税割合	95.4%	96.5%	97.5%	98.2%	98.6%

2 最新技術の活用

ATO では、**Robotic Process Automation (RPA)** や人工知能 (**Artificial Intelligence, AI**) などの最新技術を事務処理や納税者サービスに取り入れ、効率的な事務運営を行っている⁽¹⁴⁾。

(1) 事務処理の自動化⁽¹⁵⁾

ATO は、これまで職員が行ってきた反復して行う膨大な事務作業に **RPA** 等の自動化の技術を取り入れ、事務処理の効率化を進めている。

ATO における事務処理の自動化の例として、個人株主のフランキングクレジットの還付処理の自動化が挙げられる。これは、一部の個人株主のフランキングクレジットの還付について、個人株主から提出された申告書を処理するのではなく、**ATO** が収集した株式保有情報等を基に、**ATO** が還付金額を計算し、自動的に査定通知書 (**Notice of Assessment**) ⁽¹⁶⁾を送付し、還付金を個人株主の銀行口座に振り込むという取組である⁽¹⁷⁾。当該取組によ

り、**ATO** は、2018年度において、5万9,000件の還付を自動で処理し、対象となる個人株主は還付のために確定申告書を提出する必要がなくなった。

なお、フランキングクレジットとは、株式の配当の源泉である法人利益に対して課税された法人所得税相当額のことである。株式の配当については、法人の利益の段階で法人所得税が課税され、当該利益が株主へ配当されると、当該配当に個人所得税が再度課税されるため、同一の利益に対して法人と株主の段階で二重に課税されることとなる。オーストラリアでは、このような二重課税を排除する制度としてインピュテーション制度がある。当該制度により、株主(オーストラリアの居住者に限る⁽¹⁸⁾。)は、受取配当額と当該受取配当額に応じたフランキングクレジットを申告対象所得に加算する。そして、一旦、税額が算出された後、当該税額からフランキングクレジット分が控除される。

(2) AI等の活用

イ 電話相談等の内容の分析⁽¹⁹⁾

ATO では、音声認識技術を活用して、ATO への電話による問合せの内容を文字に起こし、内容进行分析している。文字に起こした記録は、納税者サービスの品質の向上に役立てるほか、相談内容のパターンやよくある質問の把握に活用している。例えば、ある事柄について質問が急増した場合には、これに関する ATO のサービスに問題がある可能性が考えられる。また、ある項目について頻繁に質問がある場合には、当該項目について、事前に職員が十分な情報を準備することにより、納税者に正確な回答を提供することができる。このように、ATO では音声認識技術を活用して、より良い納税者サービスの提供を目指している。

ロ 機械学習の活用⁽²⁰⁾

ATO では、機械学習を活用してパナマ文書及びパラダイス文書の分析を行っている。これらの文書は、メールやワード文書などの形式が統一されていない文書等であるが、機械学習のアルゴリズムにより、これらの文書等からパターンや人々の関係性を見つけ出すことができる。もし、この作業を職員が手動で行う場合には、数か月の期間を要するが、機械学習のアルゴリズムによると数日間で行うことができる。このように、機械学習を活用することにより、時間とリソースを節約し、効率的な事務運営を行うことができる。

IV コンプライアンス向上のための取組

1 業務関連費のリアルタイム分析⁽²¹⁾

ATO の分析によると個人納税者（個人事業者を除く。）のタックスギャップ⁽²²⁾の主な原因のうちの 하나가業務関連費の不正・過大計上である⁽²³⁾。このため、ATO は、適切な業務関連費の計上に向けた取組として、業務関連費のリアルタイム分析を導入している。

業務関連費のリアルタイム分析とは、納税者が myTax の画面で業務関連費を入力した際に、業務関連費の過大計上の可能性が高い申告に対して、画面上に警告メッセージを表示させて、計上金額を見直すよう納税者に注意を促すものである。これは、申告前に適正な申告を促す予防的なコンプライアンス活動である。

業務関連費のリアルタイム分析では、Nearest Neighbour という分析手法を用いて、ATO が保有する情報の中から、納税者（業務関連費を入力した者）に類似する比較対象者を抽出する。そして、納税者が、比較対象者が計上している業務関連費よりも過大に業務関連費を入力している場合には、警告メッセージを表示させる。なお、業務関連費が過大か否かの判定については、ATO が分析モデルの中に基準を設定している。

2018 年度においては、約 24 万人（myTax 利用者の約 6.6%）に警告メッセージが表示され、警告メッセージにより約 1 億 1,300 万豪ドルの業務関連費が訂正された。

2 データマッチング⁽²⁴⁾

ATO は、納税者の申告について、第三者から収集したデータと照合すること（データマッチング）により申告内容を確認し、コンプライアンスの向上に取り組んでいる。

ATO が第三者から収集するデータには、法定データ（Legislated data）と特別目的データ（Special purpose acquisition data）がある。また、ATO は他の政府機関からもデータを収集し、データマッチングに活用している。

(1) 法定データ（Legislated data）

法定データは、法律により ATO へ提出が義務付けられているデータであり、金融機関が報告する投資所得（利子や配当など）の情報や雇用主が報告する給与等の支払情報などである。ATO は、法定データを記入済み申告書（上記Ⅲ 1 (1)ハ）に利用しているほか、申告内容と法定データを照合し、不一致が認め

られる場合には、申告内容を確認するために納税者へ通知（Data-matching letters）⁽²⁵⁾を送付している。

(2) 特別目的データ（Special purpose acquisition data）

特別目的データは、特別データマッチングプログラム⁽²⁶⁾のために、ATO が第三者の協力により、若しくは、情報収集権限⁽²⁷⁾を行使して第三者から収集するデータである。特別データマッチングプログラムとは、特定の産業やリスクなどに対して、過少申告や無申告の納税者を特定するために実施されるデータマッチングであり、ATO が、データマッチングを行う必要があると考える業界等からデータを収集している。2020 年 3 月時点では、クレジットカード・デビットカード、自動車登録、インターネット販売、一部のシェアリングエコノミーなどの業界において特別目的データの収集が行われている。

(3) 他の政府機関との情報共有

ATO は、1990 年データマッチングプログラム法（Data-Matching Program (Assistance and Tax) Act1990）等に基づき、データマッチングのために他の政府機関と情報を共有し、収集したデータをデータマッチングに活用している。

3 脱税・国際的租税回避への対応

ATO は、脱税や国際的租税回避に対応するために、自らタスクフォースを設立したり、連邦政府が主導するタスクフォースに参加したりしている。

(1) 租税回避タスクフォース（Tax Avoidance Taskforce）⁽²⁸⁾

租税回避タスクフォースは、2016 年に多国籍企業や大規模法人、富裕層（以下「多国籍企業等」という。）が行う租税回避の調査やコンプライアンス活動のために設立された。連邦政府は、設立以来、同タスクフォースに 6 億 7,900 万豪ドルの予算を拠出してきたが、同タスクフォースの活動強化を目的として、

2020 年度から 4 年間にわたり、10 億豪ドルの追加拠出を決定した。これにより、同タスクフォースは、コンプライアンス活動の対象を中規模なビジネスや租税回避スキーム等を手掛ける税務専門家や仲介者などにも広げることができる。

同タスクフォースは、国際的な租税回避を防止する目的として制定された多国籍企業租税回避防止法（Multinational Anti-Avoidance Law）や利益迂回税（Diverted Profits Tax）などの法律に基づき、複雑な租税回避スキームの解明や利益移転の事案に取り組んでいる。また、同タスクフォースでは、租税回避のリスクを特定し、管理するためにデータ分析等を活用しており、分析技術の改善にも取り組んでいる。

なお、2019 年度の同タスクフォースの主な成果は次のとおりである⁽²⁹⁾。

- ・ 同タスクフォースのコンプライアンス活動により 34 億豪ドルの追徴課税が生じ、多国籍企業等から 20 億豪ドルを徴収した。
- ・ 2019 年 6 月末時点で 63 件（うち 59 件は継続中の多国籍企業の調査）の法人の調査を行った。また、694 人の富裕層（関連グループを含む。）の調査等を行った。
- ・ 多国籍企業租税回避防止法の適用により、約 70 億豪ドルの売上げがオーストラリアの課税ベースに戻ることを見込んでいる。

(2) 重大経済犯罪タスクフォース（Serious Financial Crime Taskforce）⁽³⁰⁾

重大経済犯罪タスクフォースは、2015 年 7 月 1 日に、租税犯罪やマネーロンダリングなどの重大な経済犯罪に対応するために、ATO の主導により他の 7 つの政府機関と合同で設立された。ATO は、同タスクフォースのメンバーとして、複雑に計画された経済犯罪に対処するためにリソース（人員や施設など）やデータマッチング機能などを提供している。

2018 年 12 月に、連邦政府は同タスクフォースの活動強化を目的として、2020 年度から

4年間にわたり、ATOに1億8,200万豪ドルの予算の追加拠出を決定した。これを受けて、同タスクフォースは、①サイバー税務犯罪、②オフショア租税回避、③違法フェニックス活動（下記(4)）に力を入れていくことを表明している。また、同タスクフォースは、2018年7月に、国際的な租税犯罪及びマネーロンダリングに対処することを目的として設立された5か国（アメリカ、イギリス、カナダ、オーストラリア、オランダ）の税務当局による合同調査チームであるJ5（Joint Chiefs of Global Tax Enforcement）の活動の支援も行う予定である。

なお、同タスクフォースの設立から2019年12月末時点までの成果は、1,198件の調査等の実施、有罪判決6件、9億2,800億豪ドルの追徴課税、3億3,800億豪ドルの徴収である。

(3) ブラックエコノミータスクフォース（Black Economy Taskforce）⁽³¹⁾

ブラックエコノミーとは、税制度や法令の外で行われている経済活動のことであり、例えば、所得の過少申告・無申告や（個人所得税の源泉徴収等を避けるための）給与等の現金払い、個人のIDやオーストラリア事業者番号⁽³²⁾の詐欺、GSTの不正還付、違法たばこ・薬物・ギャンブル、マネーロンダリング、その他違法な犯罪行為などである⁽³³⁾。

オーストラリアでは、このようなブラックエコノミーは、税金だけではなく、労働や財務、福祉、移民など、様々な局面に重大な影響を与える問題となっている。オーストラリアのブラックエコノミーの規模は、約500億豪ドル（GDPの3%）と試算されている。このため、連邦政府は、2016年にブラックエコノミーに対応するために、ブラックエコノミータスクフォースを設立し、政府全体としてブラックエコノミーの問題に取り組んでいる。

なお、同タスクフォースは、2017年10月に、多様な形態のブラックエコノミーを分析し、連邦政府の取組を考察した結果をまとめ

た最終報告書⁽³⁴⁾を公表した。そして、その中で、今後、連邦政府が行うべき施策や戦略などについて、様々な提言を行っている。同タスクフォースからの提言を受けて、ATOは、リスクが高い納税者に対するコンプライアンス活動の強化（高度にターゲットを絞ったアプローチ）や納税者の行動を変える戦略（教育や広報など）、法整備など様々な方法によりブラックエコノミーの問題に取り組んでいる。

また、連邦政府は、2019年度の予算において、同タスクフォースの活動強化を目的として、2019年度から4年間にわたり、ATOに3億1,850万豪ドルの追加拠出を決定した⁽³⁵⁾。これを受けて、ATOでは、新機動チーム（new mobile strike teams）の設置や調査体制の強化、地域住民が情報を通報するためのホットライン（電話）の設置、データ分析の向上、教育活動などの新たな取組を進めている⁽³⁶⁾。

(4) フェニックスタスクフォース⁽³⁷⁾

フェニックスタスクフォースは、2015年に違法なフェニックス活動に対処するために、ATOを含む37の政府（州及び準州を含む。）及び政府機関により合同で設立された。フェニックス活動とは、企業が負債（税金等）の支払いを逃れるために故意に企業を清算し、事業を継続するために、同事業を行う企業を新たに起業することである。同タスクフォースでは、関係各機関が協力して違法なフェニックス活動を行う者の特定に努めているほか、重大経済犯罪タスクフォースと協力して調査等を行っている。

これまでに同タスクフォースの活動により、25名の違法なフェニックス活動を行う者を訴追し、証券投資委員会は12名の登録された清算人及び79名の法人の役員に対し、必要な措置を講じている⁽³⁸⁾。

V 最近の取組

1 シェアリングエコノミーへの対応

シェアリングエコノミーを説明する普遍的

な定義はないが、ATO は、「シェアリングエコノミーとは、人々が有償により資産やサービスを共有するデジタルプラットフォーム⁽³⁹⁾を通じて行う経済活動である」と説明している⁽⁴⁰⁾。

近年、オーストラリアでは、シェアリングエコノミーの利用者が急増している。2017年2月時点でのシェアリングエコノミーの市場規模は約151億豪ドルに上ると試算されており、シェアリングエコノミーにより収入を得ている者が増加している⁽⁴¹⁾。しかしながら、このような人々は税務知識の不足などから過少申告や無申告である場合があるため、ATO では次のような取組を行い、シェアリングエコノミーに係るコンプライアンスの向上に努めている。

(1) 周知活動

ATO は、シェアリングエコノミーにより収入を得ている者に向けて、納税義務や申告方法などを周知するためのガイダンス「The sharing economy and tax」⁽⁴²⁾を公表している。その中で、ATO は、利用者が多いシェアリングエコノミーを①ライドシェアリング、②宿泊サービス、③資産の貸出し（カーシェアリングやスペースの貸出しなど）、④個人の役務提供（グラフィックデザインやウェブサイトの作成など）に区分し、各シェアリングエコノミーから収入を得た場合の納税義務を周知するとともに、税務申告に必要な情報等を提供している。

(2) ライドシェアリングに対する取組⁽⁴³⁾

GST 法では、年間売上高又は見込年間売上高が 75,000 豪ドル以上（非営利団体の場合は 150,000 豪ドル以上）の場合（売上基準）には、GST に登録しなければならない。

しかしながら、GST 法 Section 144-5(1)に規定するタクシー業を営む場合には、上記売上基準を満たしていない場合でも、全員が GST に登録しなければならない。そして、ライドシェアリングは、当該タクシー業に含ま

れることから⁽⁴⁴⁾、ライドシェアリングにより収入を得ている者については、収入の多寡にかかわらず、GST に登録し、申告しなければならない。このため、ATO は、GST に登録していない、新たにライドシェアリングを始めたドライバー全員に、四半期ごとに納税義務を周知する通知を出して、彼らに納税義務について伝えるための広範囲なプログラムを実施している。GST に登録しないまま運転を続けるドライバーは、ATO から継続的に連絡を受け、場合によっては ATO により GST に登録される可能性がある。

(3) シェアリングエコノミーに関するデータマッチング⁽⁴⁵⁾

現在、ATO は、オーストラリアでライドシェアリング及び宿泊サービス（以下「ライドシェアリング等」という。）のデジタルプラットフォームを運営する事業者（以下「プラットフォーム運営事業者」という。）に対して、デジタルプラットフォームを利用して収入を得ている者に関する情報の報告を要請している。ATO は、報告された情報を基に、データマッチングを行い、ライドシェアリング等により収入を得ている者の申告の有無や申告内容を確認している。

しかしながら、現行制度の下では、ATO に報告されるデータの質や形式などを強制することができないため、ATO が保有する情報と照合できない場合がある⁽⁴⁶⁾。また、現在の報告の対象は、一部のシェアリングエコノミーに限定されているため、全てのシェアリングエコノミーに関して十分なデータマッチングを行うことができない状況となっている。このような状況を受けて、2019年1月にブラックエコノミータスクフォースが連邦政府に対して、シェアリングエコノミーに関する新たな報告制度の構築が必要であるとの提言を行った⁽⁴⁷⁾。

ブラックエコノミータスクフォースからの提言を受けて、連邦政府は、2019年12月に、

ATO がデータマッチングを行うことを目的として、全てのシェアリングエコノミーのプラットフォーム運営事業者に対して、シェアリングエコノミーにより収入を得ている者の身元証明 (ID) 及び収入情報を ATO へ報告する制度を導入することを明らかにした⁽⁴⁸⁾。ライドシェアリング等のデジタルプラットフォームについては 2022 年 7 月 1 日から、資産のシェアリングやフードデリバリーなどのその他のシェアリングエコノミーのデジタルプラットフォームについては 2023 年 7 月 1 日から当該報告制度が適用される⁽⁴⁹⁾。当該報告制度の導入により、ATO は、現在、シェアリングエコノミーの収入を申告していない者の自主的な申告の増加を期待するとともに、当該収入を過少申告している者又は申告していない者を特定し、適切な措置を講じることができるようになると考えている⁽⁵⁰⁾。

2 GST 課税の取組

(1) GST の課税対象

オーストラリアでは、物品やサービスなどの供給について、当該供給が、①対価を得て、②事業の一環又は関連として行われ、③オーストラリアと関係があるものであり、④GST の登録事業者又は登録義務がある事業者によりなされた場合、当該供給は課税供給となり、GST の課税対象となる。ただし、当該供給が免税取引 (GST-free supplies) 又は非課税取引 (前段階課税済取引、input taxed supplies) (以下「免税取引等」という。) である場合には、この限りではない。

なお、「④GST の登録事業者又は登録義務がある事業者」とは、売上基準 (上記 V 1 (2)) を満たす事業者のことである。以下において、物品やサービスなどの供給者やプラットフォーム運営事業者等 (以下「供給者等」という。) の GST の納税義務について述べているが、これは供給者等が売上基準を満たし、GST の登録事業者又は登録義務がある事業者である場合に GST の納税義務が生じる点に留意さ

れたい。

(2) 国境を越えた消費者向けデジタル製品及びその他のサービスの供給に係る GST 課税⁽⁵¹⁾

これまで、国内で事業を行っていない事業者 (以下「国外事業者」という) がオーストラリアの消費者に対して行うデジタル製品 (映画、音楽、アプリゲームなど) やその他のサービス (コンサルティングや専門家によるサービスなど) (以下「デジタル製品等」という。) の供給については、GST の課税要件である「オーストラリアと関係があるもの」 (上記(1)③) に該当しないため⁽⁵²⁾、GST の課税対象ではなかった。一方、国内で事業を行っている事業者 (以下「国内事業者」という。) がオーストラリアの消費者に対して行うデジタル製品等の供給については、GST の課税対象となる⁽⁵³⁾。

しかしながら、近年、インターネットや様々な技術の進歩により、国境を越えたデジタル製品等の供給が急増しており、GST について国内事業者の間で不公平感が高まっていった。このため、オーストラリアでは、国内事業者に平等な機会を与え、公平な課税を行うことを目的として、国境を越えた消費者向けデジタル製品等の供給について GST 法の改正が行われた⁽⁵⁴⁾。

当該 GST 法の改正により、2017 年 7 月 1 日から、国外事業者がオーストラリアの消費者に対して行うデジタル製品等の供給についても、GST の課税要件である「オーストラリアと関係があるもの」に該当し、GST の課税対象となり、国外事業者がその供給の際に GST を徴収し、納付することとなった。

なお、国外事業者からデジタルプラットフォームを通じてオーストラリアの消費者に供給されるデジタル製品等については、プラットフォーム運営事業者が当該供給に係る代金を消費者に請求する権限を有する場合や契約条件等を設定する権限を有する場合など、

特定の状況においては、GST の納税義務が国外事業者からプラットフォーム運営事業者へ移転する⁽⁵⁵⁾。この場合には、国外事業者の GST の納税義務は消滅し、代わりにプラットフォーム運営事業者がその供給に係る GST を徴収し、納付しなければならない。

また、非居住者である国外事業者及びプラットフォーム運営事業者については、事務手続等の負担を軽減するために、ATO が提供するオンラインサービス「Online services for non-residents」を通じて、GST の登録を簡素化された形式で行うことができる⁽⁵⁶⁾。この場合、当該オンラインサービスを通じて四半期ごとに GST を申告・納付することができるが、仮払 GST を控除することができないなどの制限もある⁽⁵⁷⁾。なお、通常の GST の登録を選択することもできる。

(3) 少額輸入品に対する GST 課税⁽⁵⁸⁾

オーストラリアへ物品を輸入した場合には、輸入通関時に税関で GST が課税される（課税対象外の輸入物品（non-taxable importation）を除く。）。ただし、これまでは、輸入物品の関税課税価格⁽⁵⁹⁾が 1,000 豪ドル以下の物品（たばこ、たばこ製品及びアルコール飲料（以下「たばこ等」という。）を除く。）（以下「少額輸入品」という。）については、GST の課税が免除されていた。

しかしながら、近年、インターネットや様々な技術の進歩により、国境を越えた物品の販売が容易となり、消費者による物品の輸入取引が急増し、国内事業者にとって不利な状況となっていた。

このため、オーストラリアでは、国境を越えた消費者向けデジタル製品等の供給の場合と同様に、国内事業者に平等な機会を与え、公平な課税を行うことを目的として、少額輸入品について GST 法の改正が行われた⁽⁶⁰⁾。

当該 GST 法の改正により、2018 年 7 月 1 日から、オーストラリアの消費者に販売される少額輸入品で、販売者又は販売者の補助に

よりオーストラリア国内に持ち込まれるものについては、GST の課税対象となり、輸入通関時に税関で GST が課税されるのではなく、販売者がその販売の際に GST を徴収し、納付することとなった。

なお、関税課税価格が 1,000 豪ドルを超える輸入物品やたばこ等については、従来どおり輸入通関時に税関で GST が課税される。

また、次の場合には、GST の納税義務が販売者からプラットフォーム運営事業者又は再配達業者（redeliverer）⁽⁶¹⁾へ移転する。この場合には、販売者の GST の納税義務は消滅し、代わりにプラットフォーム運営事業者又は再配達業者が少額輸入品の販売等の際に GST を徴収し、納付しなければならない。

- ・ オーストラリアの消費者が、デジタルプラットフォームを通じて国外から少額輸入品を購入し、プラットフォーム運営事業者又はその補助により、当該少額輸入品がオーストラリアに持ち込まれる場合、当該プラットフォーム運営事業者を当該少額輸入品の販売者とみなす⁽⁶²⁾。
- ・ 再配達業者がオーストラリアの消費者との契約により、少額輸入品を国外からオーストラリアへ配達又は配達の補助をする場合、当該再配達業者を当該少額輸入品の販売者とみなす⁽⁶³⁾。

おって、非居住者である販売者、プラットフォーム運営事業者及び再配達業者については、国境を越えた消費者向けデジタル製品等の供給の場合と同様に、事務手続等の負担を軽減するために、ATO が提供するオンラインサービス「Online services for non-residents」を通じて、GST の登録を簡素化された形式で行い、当該オンラインサービスを通じて GST を申告・納付することができる⁽⁶⁴⁾。

3 Single Touch Payroll⁽⁶⁵⁾

オーストラリアでは、2018 年 7 月 1 日から、雇用主（源泉徴収義務者）の事務手続等の負

担を軽減し、コンプライアンスを容易にすることを目的として、「Single Touch Payroll」(以下「STP」という。)という制度が導入された⁽⁶⁶⁾。

STP とは、雇用主が STP に対応した給与計算システムを通じて、従業員へ給与等を支払う都度、給与等の支払金額、源泉徴収税額及び年金積立金額⁽⁶⁷⁾(以下「給与情報等」という。)を ATO へ報告しなければならない制度である。

雇用主は、STP に対応した給与計算システムを導入しなければならないが、既存の給与計算システムの中には、既に STP に必要な報告能力が組み込まれており、ソフトウェアの更新等により、当該システムを引き続き STP に対応する給与計算システムとして使用できるものもある。小規模(従業員が1名～4名)な雇用主は、無料又は低コストの STP に対応したシンプルな給与計算システム(スマートフォンアプリ等)を利用することもできる。また、税務代理人等の第三者が雇用主の代わりに報告することもできる。

STP の導入により雇用主は、従業員に源泉徴収票を交付する必要がなくなり、また、STP により報告した給与情報等のデータを、ATO へ提出する他の報告にも活用することができるため、雇用主の事務手続等の負担が軽減されている。一方、従業員は、myGov のアカウントにおいて、年度末に源泉徴収票を取得することができ、更に年度当初から現在までの STP により報告された給与情報等を確認することができる。また、STP により報告された給与情報等は記入済み申告書として自分の myTax に反映されるため、当該情報を確定申告に利用することができる。このように、従業員にとっては、STP の導入により、納税者サービスの利便性が向上されるとともに、雇用主の義務(源泉徴収や年金の積立てなど)が果たされているかを確認することができるため、透明性の確保にもつながっている。

VI おわりに

近年、ICT や AI 等の最新技術(以下「ICT 等」という。)が進歩し、我々の生活のあらゆる場面で活用されている。この流れは今後、益々、加速していくであろう。このような状況については、我が国の税務行政に関しても例外ではなく、限られたリソースの中で、より良い納税者サービスを提供し、効率的な事務運営を行うために、ICT 等を積極的に税務行政に取り入れていく必要がある。

また、従来の労働形態とは異なるシェアリングエコノミーといった新たな経済活動やデジタルエコノミー(以下「新たな経済活動等」という。)が拡大している中、従来の経済活動等を前提として作られた法令や制度を新たな経済活動等に適用することには限界がある。税務行政は、適切かつ公平な課税及び徴収の実現のために、多様化する経済活動や社会の変化に柔軟に対応し、コミュニティとの対話を通じて、法令や制度を変更していく必要がある。

このため、オーストラリアをはじめ各国の取組に引き続き注目していくとともに、OECD や各国の税務当局と協力して問題や困難の解決に取り組んでいきたい。

(1) GST とは、物品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税であり、日本の消費税に相当する。

(2) ATO. (2019). “Commissioner of Taxation annual report 2018-19”, p.78.

(3) See *supra* note(2), pp.5-8.

(4) ATO, “ATO organisational structure”. (https://www.ato.gov.au/uploadedFiles/Content/CR/downloads/n75148_ATO_organisational_structure.pdf)に基づき作成した。

(5) See *supra* note (2) ,p.71., ATO. (2017). “Commissioner of Taxation annual report 2016-17”, p.243., ATO. (2016). “Commissioner of Taxation annual report 2015-16”, p.117.

(6) ATO, “Individual and sole traders”.

- (https://www.ato.gov.au/General/Online-service/s/Individuals-and-sole-traders/#BK_1CreateaMyGovaccount) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (7) ATO, “Pre-filing your online tax return”. (<https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/Lodge-online/Pre-filling-your-online-tax-return/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (8) オーストラリアには、日本の給与所得控除のように一律で所得控除する制度がない代わりに、納税者自身が業務関連費 (Work Related Expense) を計算して、必要経費として所得から控除することが認められている。
- (9) ATO, “Business”. (<https://www.ato.gov.au/general/online-services/businesses/?anchor=StandardBusinessReporting#StandardBusinessReporting>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (10) オーストラリアで事業を行う者は、Pay As You Go (PAYG) という制度により、事業活動報告書を用いて各種税金 (源泉徴収税を含む。) を合わせて申告・納付しなければならない。申告・納付の頻度 (四半期や毎月など) は、税目や事業者の規模により異なる。
- (11) *See supra* note(9), Australian Government, “What is SBR?”. (<https://www.sbr.gov.au/about-sbr/what-sbr>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (12) ATO, “Tax agents”. (<https://www.ato.gov.au/General/Online-service/s/Tax-agents/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (13) *See supra* note (2), p.182., ATO. (2017). “Commissioner of Taxation annual report 2016-17”, p.226.
- (14) *See supra* note(2), p.21.
- (15) ATO, “How we use data and analytics”. (<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Managing-the-tax-and-super-system/Insight--building-trust-and-confidence/How-we-use-data-and-analytics/#Deliveringgreaterautomationanddigitalse>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (16) 個人所得税については、納税者が申告対象所得や所得控除項目を集計し、申告書を提出する。当該申告書に基づき、ATO が課税所得及び税額を算出し、査定通知書を送付する。納税者は、受領

- した査定通知書に記載された税額を納付する。また、還付の場合には、査定通知書に記載された還付金額が納税者の銀行口座に還付される。
- (17) ATO, “Your notice of assessment”. (<https://www.ato.gov.au/Individuals/Lodging-your-tax-return/In-detail/Your-notice-of-assessment/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (18) オーストラリアに恒久的施設を有する非居住者で、配当が当該恒久的施設に帰属する場合を含む (Income Tax Assessment Act 1997 Section 207-75(2)(c))。
- (19) *See supra* note(15)
- (20) *Ibid.*
- (21) *Ibid.*
- (22) タックスギャップとは、法律上の税額 (納付すべき税額) と実際の納税額との差額。
- (23) ATO, “Individual not in business income tax gap”. (<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Research-and-statistics/In-detail/Tax-gap/individuals-not-in-business-income-tax-gap/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (24) ATO, “How we use data matching”. (<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Commitments-and-reporting/In-detail/Privacy-and-information-gathering/How-we-use-data-matching/?anchor=Legislateddatacollection#Legislateddatacollection>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (25) ATO, “Data-matching letters”. (<https://www.ato.gov.au/Individuals/Data-matching-letters/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (26) ATO, “Data-matching programs”. (<https://www.ato.gov.au/About-ATO/Commitments-and-reporting/In-detail/Privacy-and-information-gathering/How-we-use-data-matching/?anchor=Datamatchingprograms#Datamatchingprograms>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (27) Taxation Administration Act 1953 Section 353-10 及び 353-15
- (28) ATO, “Tax Avoidance Taskforce”. (<https://www.ato.gov.au/general/tax-avoidance-taskforce/#>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。
- (29) ATO, “Tax Avoidance Taskforce highlights 2018-19”.

(<https://www.ato.gov.au/General/Tax-avoidance-taskforce/Tax-Avoidance-Taskforce-highlights-2018-19/#>) (令和2年3月10日最終閲覧)。

- (30) ATO, “Serious Financial Crime Taskforce”. (<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/Our-focus/Serious-Financial-Crime-Taskforce/#>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (31) ATO, “Black economy”. (<https://www.ato.gov.au/printfriendly.aspx?url=/general/black-economy/>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (32) オーストラリア事業者番号 (Australian Business Number/ABN) とは、オーストラリアで事業を行う者が各種税金の申告・納付等の手続を行う際に必要となる番号である。また、一定の金額以上の GST のタックスインボイスを発行する場合には、タックスインボイスに ABN を記載しなければならない。
- (33) *See infra* note(34), p.12-14.
- (34) Australian Government, Black Economy Taskforce. (2017). “BLACK ECONOMY TASKFORCE Final Report-October 2017”.
- (35) Australian Government. (2018). “Budget 2018-19, Budget Measures Budget Paper No.2 2018-19”, pp.22-24.
- (36) *Ibid.*
- (37) ATO, “Phoenix Taskforce”. (<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/Our-focus/Illegal-phoenix-activity/Phoenix-Taskforce/>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (38) ATO, “Phoenix Taskforce outcomes”. (<https://www.ato.gov.au/General/The-fight-against-tax-crime/Our-focus/Illegal-phoenix-activity/Phoenix-Taskforce-outcomes/#>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (39) A New Tax System (Goods and Services Tax) Act 1999 (以下「GST 法」という。) Section84-70 において、デジタルプラットフォームとは、最終消費者へ供給を行うサービスであり、当該サービスが電気通信回線 (インターネット等) を用いて行われるものであると定義されている。具体的には、ウェブサイトやインターネットポータル、ゲートウェイ、ストア、マーケットプレイスなどで

ある (Law Companion Ruling 2018/2)。

- (40) *See infra* note(42)
- (41) Australian Government, The Treasury. (2019). “Tackling the black economy, A sharing economy reporting regime, A consultation paper in response to the Black Economy Taskforce Final Report, January 2019”, p.4.
- (42) ATO, “The sharing economy and tax”. (<https://www.ato.gov.au/General/The-sharing-economy-and-tax/>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (43) OECD. (2019). “The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers: Forum on Tax Administration” OECD Publishing, Paris. p.25.
- (44) Uber B.V. v Commissioner of Taxation [2017] FCA110
- (45) ATO, “Data matching”. (<https://www.ato.gov.au/General/The-sharing-economy-and-tax/Data-matching/>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (46) *See supra* note (41), p.8.
- (47) *Ibid.* 2017 年 10 月にブラックエコノミータスクフォースが公表した最終報告書において、シェアリングエコノミーに係る所得の過少申告や無申告の問題が指摘されている。
- (48) Australian Government. (2019). “Mid-Year Economic and Fiscal Outlook 2019-20 December 2019”. p.167.
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) ATO, “GST on imported services and digital products”. (<https://www.ato.gov.au/Business/International-tax-for-business/GST-on-imported-services-and-digital-products/>) (令和2年3月10日最終閲覧)。
- (52) GST 法の改正前は、デジタル製品等の供給について、「オーストラリアと関係があるもの」とは、当該供給がオーストラリア国内で行われる場合、又は、オーストラリア国内における事業 (オーストラリア国内の恒久的施設を通じて行う事業を含む。) を通じて行われる場合であった。このため、国外事業者によるデジタル製品等の供給は、オーストラリアと関係があるものに該当しな

いため、GST の課税対象ではなかった。

(53) 免税取引等に該当しない場合に限る。以下同様。

(54) Tax and Superannuation Laws Amendment (2016 Measures No.1) Act 2016

(55) GST 法 Section 84-55

(56) ATO, “Registration”.

(<https://www.ato.gov.au/business/international-tax-for-business/gst-on-imported-services-and-digital-products/registration/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。

(57) *Ibid.*

(58) ATO, “GST on low value imported goods”.

(<https://www.ato.gov.au/Business/International-tax-for-business/GST-on-low-value-imported-goods/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。

(59) 関税課税価格 (customs value) とは、物品の販売価格から運賃や保険料などを控除した金額。ATO, “Terms we use”.

(<https://www.ato.gov.au/business/international-tax-for-business/gst-on-low-value-imported-goods/terms-we-use/#>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。

(60) Treasury Laws Amendment (GST Low Value Goods) Act 2017

(61) 再配達業者とは、物品の購入者との契約により、事業として国外からオーストラリアへ物品の配達や配達の手配等を行う者である。具体的には、オーストラリア国外で物品が配達される住所を提供し、当該住所に物品が配達された後、オーストラリアへの配達又は配達の手配等を行う者である。また、オーストラリア国外で購入者の代理人として物品を購入又は購入を支援し、当該物品の購入後、オーストラリアへの配達又は配達の手配等を行う者も含む (GST 法 Section 84-77(4)、Law Companion Ruling 2018/3)。

(62) GST 法 Section 84-81(3)

(63) GST 法 Section 84-81(4)-(7)

(64) *See supra* note (56)

(65) ATO, “Single Touch Payroll”.

(<https://www.ato.gov.au/Business/Single-Touch-Payroll/>) (令和 2 年 3 月 10 日最終閲覧)。

(66) 従業員が 20 人未満の雇用主については、2019 年 7 月 1 日から STP が適用される。

(67) 年金積立金額とは、雇用主が負担する個人年金

積立基金 (superannuation) の積立金額である。

オーストラリアでは、当該年金基金の積立てについては、給与等から控除されるのではなく、雇用主が、従業員が指定する年金基金に積立金額を拠出しなければならない。すなわち、雇用主は、給与等の支払いとは別に、従業員の個人年金の積立金額分を給与等に乗せして支給しなければならない。